令和8年度 調査捕獲スケジュール

月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月	11月
日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
（曜日）	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
検体回収日					〇				〇	〇		〇				〇			〇					〇		〇				〇
桑名・いなべ・四日市 鈴鹿・亀山・菰野・津 伊賀・名張・松阪・多気 大台・明和・伊勢・鳥羽 志摩・玉城・度会・大紀 南伊勢・尾鷲・紀北 熊野・御浜・紀宝 （全25市町）																														

月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月	12月
日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
（曜日）	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
検体回収日			〇				〇			〇				〇			〇														
桑名・いなべ・四日市 鈴鹿・亀山・菰野・津 伊賀・名張・松阪・多気 大台・明和・伊勢・鳥羽 志摩・玉城・度会・大紀 南伊勢・尾鷲・紀北 熊野・御浜・紀宝 （全25市町）																															

調査捕獲
実施期間
（11月1日～11月20日）

調査捕獲
休止期間
（11月21日～12月31日）

いのしし血液調査について
※注1
休止期間中に採血された検体については、報償費をお支払いできませんが、血液検査は無償でさせていただきます。
※注2
調査捕獲の休止期間は有害鳥獣捕獲の活動が制限されるものではありません。
各市町毎に定められた期間、ルールに従い実施可能です。また、休止期間は狩猟の活動を制限するものではありませんが、狩猟による捕獲個体は、報償費の対象外となりますのでご注意ください。

令和8年度 調査捕獲スケジュール

月	日	（曜日）	検体回収日	（対象市町） 桑名・いなべ・四日市 鈴鹿・亀山・菰野・津 伊賀・名張・松阪・多気 大台・明和・伊勢・鳥羽 志摩・玉城・度会・大紀 南伊勢・尾鷲・紀北 熊野・御浜・紀宝 （全25市町）
11月	1日	日		実調施査期捕間獲
11月	2日	月		
11月	3日	火		
11月	4日	水		
11月	5日	木	○	
11月	6日	金		
11月	7日	土		
11月	8日	日		
11月	9日	月	○	
11月	10日	火	○	
11月	11日	水		
11月	12日	木	○	
11月	13日	金		
11月	14日	土		
11月	15日	日		
11月	16日	月	○	
11月	17日	火		
11月	18日	水		
11月	19日	木	○	
11月	20日	金		
11月	21日	土		休止期間
11月	22日	日		
11月	23日	月		
11月	24日	火	○	
11月	25日	水		
11月	26日	木	○	
11月	27日	金		
11月	28日	土		
11月	29日	日		
11月	30日	月	○	
12月	1日	火		
12月	2日	水		
12月	3日	木	○	
12月	4日	金		
12月	5日	土		
12月	6日	日		
12月	7日	月	○	
12月	8日	火		
12月	9日	水		
12月	10日	木	○	
12月	11日	金		
12月	12日	土		
12月	13日	日		
12月	14日	月	○	
12月	15日	火		
12月	16日	水		
12月	17日	木	○	
12月	18日	金		
12月	19日	土		
12月	20日	日		
12月	21日	月		
12月	22日	火		
12月	23日	水		
12月	24日	木		
12月	25日	金		
12月	26日	土		
12月	27日	日		
12月	28日	月		
12月	29日	火		
12月	30日	水		
12月	31日	木		

いのしし血液調査について
※注1
　休止期間中に採血された検体については、報償費をお支払いできませんが、血液検査は無償でさせていただきます。

※注2
　調査捕獲の休止期間は、有害鳥獣捕獲の活動が制限されるものではありません。市町毎に定められた期間、ルールに従い実施可能です。
また、休止期間は狩猟の活動を制限するものではありませんが、狩猟による捕獲個体は、報償費の対象外となりますのでご注意ください。